

新城市ふるさと納税

事業者様用資料

新城市役所 政策企画課



目次

01. ふるさと納税の概要

02. ふるさと納税の流れ

03. 地場産品基準について

04. 事業者・返礼品登録の流れ

05. 指定制度について

06. 返礼品の掲載について

07. 返礼品提供後の流れ

01.ふるさとと納税の概要

ふるさとと納税とは、生まれたふるさとや応援したい自治体に寄付ができる制度です。
寄付することで、あなたが住んでいる自治体の住民税の減額（控除）や税務署から所得税の払い戻し（還付）を受けられます

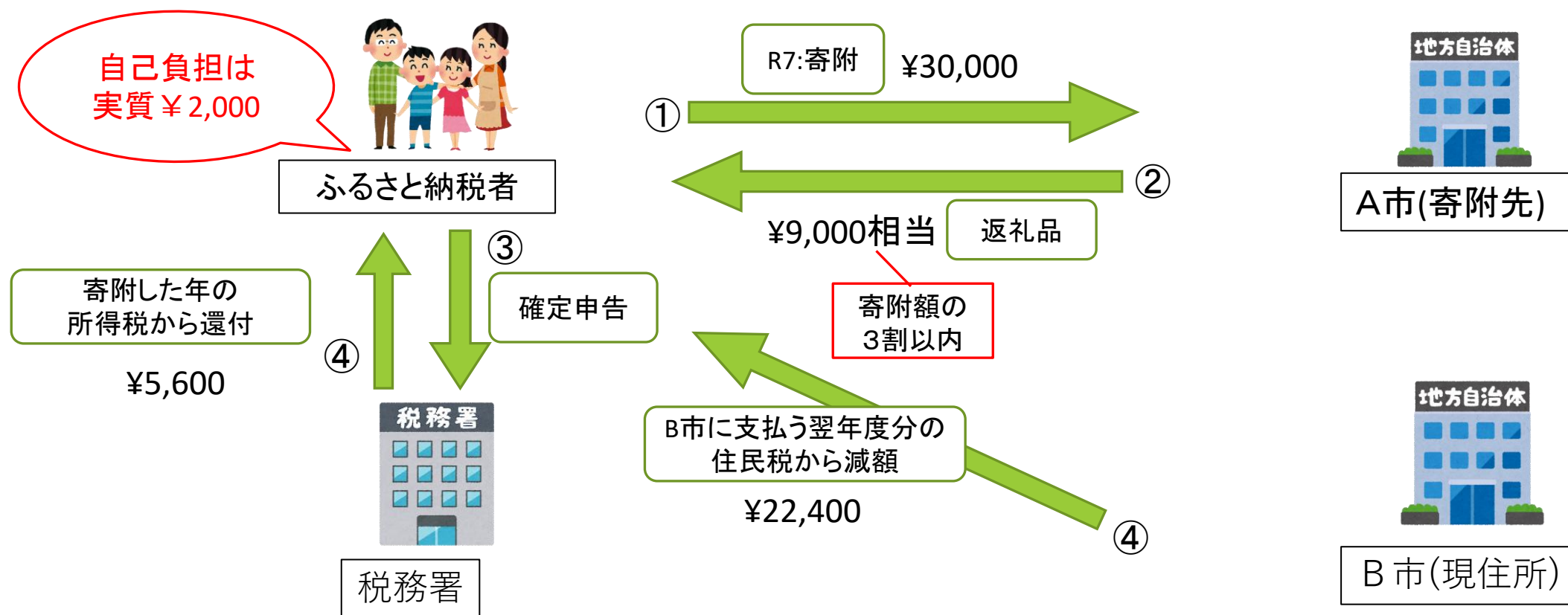


図：総務省HPより抜粋

02.ふるさとと納税の流れ

「寄附」により本来住所地に納める住民税、所得税が寄附金分控除されます。また、返礼品が受け取れます。

例：確定申告の場合



03.地場産品基準について

ふるさと納税の返礼品を登録するためには、「総務省が示す基準＝地場産品基準」を満たす必要があります。※この基準は今後変更になる場合があります。

号数	地場産品基準
1号	新都市で生産されたもの※米、果物、肉等の一次産品
2号	新都市で原材料の主要な部分が生産されたもの
3号※	新都市で製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行い市内での付加価値が過半を生じているもの
3号（熟成肉）	愛知県内で生産された食肉を原材料として、市内において熟成したもの
3号（精米）	愛知県内で生産された玄米を原材料として、市内において精米したもの

※地場産品基準3号にあたる返礼品については、区域内において生じた価値の割合の証明書をご提出いただき、ホームページにて公表させていただく必要があります。

03.地場産品基準について

号数	地場産品基準
4号	新城市で生産されたもので、近隣他市町村で生産されたものと混在したもの※流通構造上、混在が避けられない場合のみ
5号	新城市の広報目的で生産された本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズ等で、本市独自のものであることが明白なもの
6号	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上であるもの
7号	新城市において提供される役務であって、主要な部分が本市に関連性のあるもの
7号の2（宿泊）	新城市に所在する宿泊施設であって、県内でのみ宿泊施設の運営を行う者が提供するもの（フランチャイズチェーンを除く）
7号の3イ五万円以下（宿泊）	新城市に所在する宿泊施設であって、前号に該当しないもので1人1泊五万円を超えないもの
7号の3ロ該当地域（宿泊）	新城市に所在する宿泊施設であって、前号に該当しないもので災害救助法が適用された災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの。

03.地場産品基準について

号数	地場産品基準
7号の4（電気）	新城市において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
8号イ	近隣他市町村と共同でこれらの市町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通返礼品とするもの
8号ロ	愛知県が県内の複数の市町村と連携し、連携する市町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通返礼品とするもの
8号ハ	愛知県が県内の複数の市町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市町村を認定し、当該物品を当該市町村がそれぞれ返礼品とするもの
9号	災害により甚大な被害を受けたことにより、被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供できなくなった場合において、返礼品を代替するものとして提供するもの
9 9号	前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換されるために提供するもの（〇〇pay商品券、△△pay）
セット	前各号のいずれかに該当する返礼品等同士を組み合わせた返礼品

03.地場産品基準について

地場産品基準の事例紹介

号数	地場産品基準	○	×
1号	新城市で生産されたもの※米、果物、肉等の一次産品	新城市内で生産された野菜	新城市外で生産され、新城市で販売されている野菜
2号	新城市で原材料の主要な部分が生産されたもの	新城市内で生産された果物を100%使用して区域外で製造されたジェラート	新城市内で生産された醤油・ポン酢を使用した、市外で加工された鍋のもと
3号	新城市で製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行い付加価値が生じているもの	新城市外で生産された豚肉を、市内で切断、調理、袋詰めしている豚肉加工品	新城市外から調達したブロック肉を市内で単なる切断・パック詰めした精肉
4号	新城市で生産されたもので、近隣他市町村で生産されたものと混在したもの ※流通構造上、混在が避けられない場合のみ	複数の地方団体の区域を管轄するJAに区域内で生産された米を出荷して、区域外で生産された米とブレンドし「〇〇米」として出荷されたもの	新城市外で生産されたものと市内で生産されたものを全国の店舗で区別なく取り扱っているアイスクリームなど
6号	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上であるもの	新城市内で生産されたそばと市外で製造されたそばつゆのセット	新城市外で製造されたビールと市内で生産されたタオルのセット

04.事業者・返礼品登録の流れ

01

書類提出①



事業者認定に係る書類

- ・申請書
- ・申請者の概要
- ・誓約書
- ・その他必要な書類



返礼品等提供事業者登録フォーム

02

事業者認定



市から認定に係る
通知を送付します

03

書類提出②



返礼品認定に係る書類

- ・申請書（市の指定様式）
- ・返礼品が分かる写真など



返礼品等認定申請フォーム

04

返礼品認定



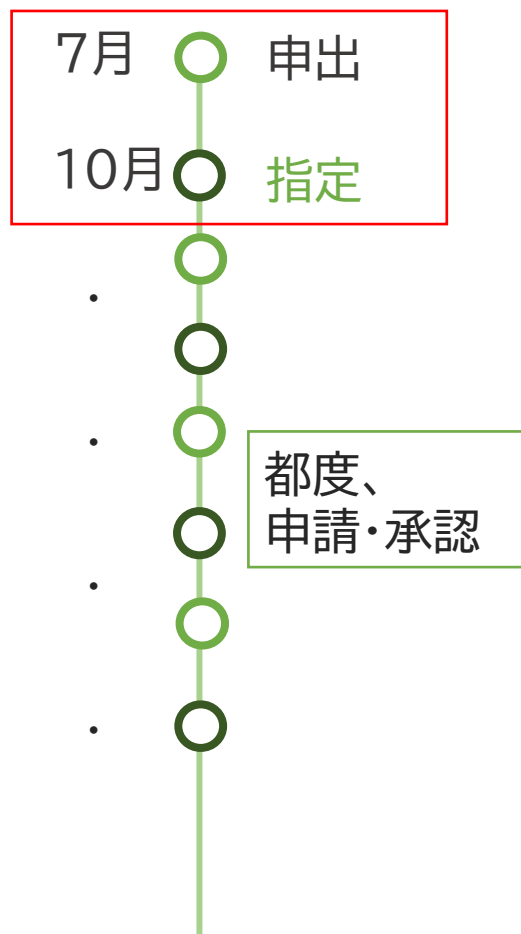
①総務省認定
②新城市認定
の順で認定されます

市から認定に係る
通知を送付します

05.指定制度について

総務省に返礼品として指定されることでふるさと納税で取り扱えるようになります。

※今後変更が生じる場合があります。



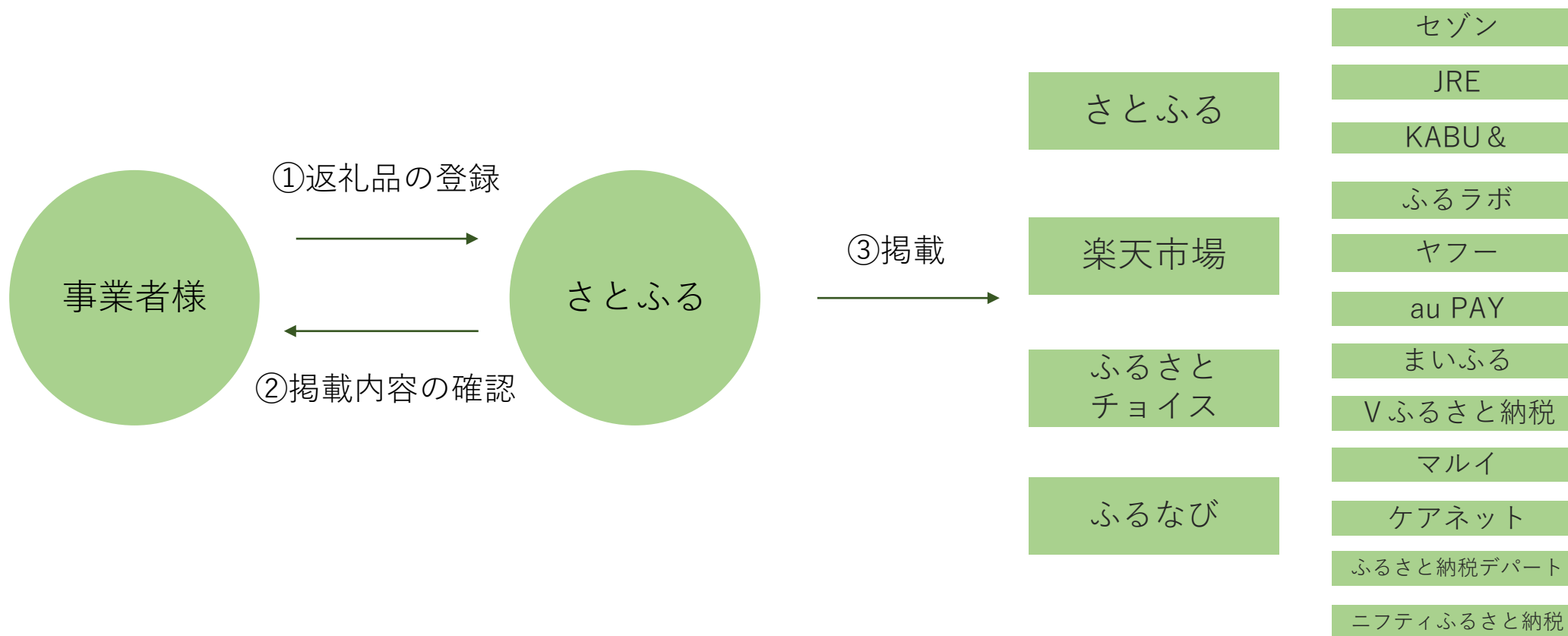
- ・ 総務省に指定されなければ返礼品として出品できない
- ・ 1年間の指定対象期間の承認を7月に申出、10月に指定される必要がある
- ・ 7月の申出以降に新たに返礼品を登録したい場合、市が承認することで指定となります
- ・ 申請から承認には1～2か月を要する
- ・ 総務省(市)に返礼品として認められた後、市から事業者様へ認定の通知を発送します

※ 指定やその後の申請時期は変更になる場合があります

◆認定された事業者様は、毎年要件を満たしているかどうかの誓約書をいただく必要があります

06.返礼品の掲載について

返礼品のポータルサイトへの掲載作業は「さとふる」を通じて行います。



07.返礼品提供後の流れ

基本的には以下の流れですが、不都合が生じる場合にはご相談ください。

寄附	寄附申込	寄附者がそれぞれのポータルサイトから寄附を申込みます
	入金	寄附者からの入金が完了したら寄附完了です
出荷	発注メール	「さとふる」から事業者様へ寄附情報がメールで届きます ※メールの使用ができない場合はさとふるに相談してください
	梱包	メールの情報を参考に梱包をお願いします
	出荷	佐川急便が集荷に来ます
入金	入金	翌月末にさとふるから返礼品代金の入金があります (振込手数料差引き後の金額) ※送料については市が負担します。入金は返礼品代金のみです。

お問い合わせ先



新城市役所 企画部 政策企画課
電 話：0536-23-7620
F A X：0536-23-2002
メー ル：kikaku@city.shinshiro.lg.jp